

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年12月16日適當と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和8年1月8日から同月28日まで縦覧に供する。

令和7年12月26日

香川県知事 池 豊 人

| 土地改良区名 | 土地改良事業名 | 縦覧場所 |
|--------------|--------------------------------------|------------------|
| 観音寺市大谷池土地改良区 | 地域計画実現化促進生産基盤整備事業 (ほ場整備事業) 安井第2地区 | 観音寺市経済部 農林水産課 |
| 〃 | 水田活用促進緊急基盤整備事業 (ほ場整備事業) 安井第3地区 | 〃 |